

サクサ サイバー保険サービス概要

サクサ サイバー保険サービス（以下、本サービスという。）は、サクサ株式会社（以下、当社という。）が販売するSS6000／SS6000Ⅱ／SS7000Ⅱ／SS7000Ⅲ（以下、総称して本装置という。）のリース契約者および購入者を本サービス加入者とし、当社が本サービス加入者に対し、以下に定める内容で提供するサービスです。

（本サービスの内容）

本サービスの概要は以下のとおりです。

項目	内容
補償内容	本装置を設置したネットワーク配下でマルウェアに感染してしまった場合において、別途定める「PCウイルス駆除サービス」により、マルウェアの駆除が出来なかった場合のマルウェア感染による情報漏えいの損害賠償や、システムの復旧費用を補償します。
対象端末	対象OS：「Microsoft社がサポートしているWindowsOS」を含むすべてのOS 対象端末：デスクトップ型PC、サーバ型PC、ノート型PC
対象事項	・OS再インストール費 ・アプリケーション再インストールなどの復旧費用 ・修理、買い替えによる復旧費用 ・データ復旧費
補償期間	・責任開始日：本装置の設置日（アクティベート日） ・責任終了日：本装置のライセンス有効期間終了まで ※ただし、本装置が正常に稼働していることを条件とする
補償金額	・賠償損害：事業者あたり最大100万円/年 ・費用損害：事業者あたり最大100万円/年 ※ただし、賠償損害と費用損害を合わせて100万円/年を限度とする
免責金額	・賠償損害：20万円 ・費用損害：無し
支払割合	・賠償損害：1回の事故に対して、実損害額の100% ・費用損害：1回の事故に対して、実損害額の95%

（本サービスの対象外となるケース）

- ・本装置が正常に稼働していない場合
- ・補償期間外の場合
- ・本装置を設置したネットワーク配下以外で損害が発生した場合
- ・本サービス加入者の故意または重過失もしくは犯罪行為により損害が発生した場合
- ・地震、噴火、津波等の天災地変により損害が発生した場合
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱の他これらに類似の事変もしくは暴動（群集または多数者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され治安維持上重大な事態と認められる場合をいう。）等により損害が発生した場合

- ・本サービス加入者が自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力である場合
- ・その他、当社が本サービスの提供について不適当であると判断した場合

(その他)

- ・本サービスの対象は、日本国内に設置された本装置のみに適用されます。
- ・保険金申請時に必要な書類は、損害証明書類（領収書、修理請求書等）およびその他、引受保険会社が必要と判断する書類等となります。
- ・当社は、本サービスの内容を本サービス加入者の了承を得ることなく一部変更することがございます。この場合には、変更後の本サービスの内容を適用するものとし、当社のホームページに表示された時点より、効力を生じるものとします。

以上